

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年10月14日

世田谷区

1 件名

精神科病院の長期入院者に対する専門職による訪問支援事業委託（単価契約）

2 事業概要

（1）業務内容

「精神科病院の長期入院者に対する専門職による訪問支援事業」（以下、「専門職による訪問支援事業」という。）は、「精神科病院の長期入院者に対するピアサポーターによる訪問支援事業」（以下、「ピアサポーターによる訪問支援事業」という。）と連携し、精神科病院に入院している方を対象に、その方の退院へ向けた動機付け支援、生活イメージ作り、生活環境の調整等の地域生活への移行（以下、「地域移行」という。）を支援することで、本人の意思決定の機会を尊重し、本人が希望する地域生活の実現につなげ、権利擁護を図るとともに、退院を後押しする病院スタッフ及び地域支援者と連携した地域移行のための体制作りの支援、その他の病院と地域の橋渡しを行うことにより、地域移行を推進する。

- ① 病院訪問前の実施調整
- ② 訪問対象病院及び病院スタッフとの事前調整
- ③ 本人との面会及び実態把握
- ④ 退院に向けた最適な地域支援者の検討及びマッチング
- ⑤ 地域における生活環境の調整
- ⑥ 病院への定期訪問
- ⑦ ピアサポーターによる訪問支援事業との連携
- ⑧ 成年後見制度に関する対応
- ⑨ 権利擁護
- ⑩ 障害者虐待に関する関係機関との連携
- ⑪ ICT活用
- ⑫ 記録の整備

（2）対象

- ① 精神科病院に概ね1年以上入院する世田谷区民（以下、「世田谷区民」という。）
- ② その他、区長が必要と認めた者

（3）履行場所

世田谷区民が入院する精神科病院のうち区が指定する病院（以下、「連携病院」という。）が所在する以下5つのエリア（①～⑤）のうち受託するエリア、⑥及び⑦を

履行場所とする。

なお、区及び受託者が参加する「チーム会議」において訪問対象とすることを決定した連携病院も対象とする。

- ① 青梅市、八王子市近辺エリア
- ② 多摩市、八王子市近辺エリア
- ③ 調布市、三鷹市近辺エリア
- ④ 府中市、三鷹市近辺エリア
- ⑤ 稲城市、町田市近辺エリア
- ⑥ 受託者の事業所
- ⑦ 障害保健福祉課 等

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 履行状況が良好と認められる場合は、予算の配当を条件とし、令和9年度以降も新たな契約を結ぶこととする。なお、契約は単年度ごとに行う。

3 募集の単位

- (1) 連携病院が所在する上記2(3)に記載する①～⑤の5つのエリア単位で受託者を募集する。なお、複数エリアの受託を希望することを可とする。
- (2) 受託を希望する事業所は、提案書に希望するエリア(①～⑤)を記載して提出すること。なお、複数エリアの受託を希望する場合は、提案書にその旨を記載すること(複数エリアの受託を希望しない場合は、1つのエリアのみ記載すること)。

4 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する指定障害福祉サービス、指定一般相談支援事業または指定特定相談支援事業のいずれかの指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと(同政令第167条第1項において準用する場合も含む)。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市区町村民税、法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (5) 「精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属している事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

- ・ 障害福祉部長 杉中 寛之
- ・ 玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課長 伊藤 美和子
- ・ 世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一
- ・ 障害福祉部障害保健福祉課長 石川 誠

5 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

6 提案書の選定方法

事業者は、選定委員会による審査結果を基に選定する。

- (1) 提出された提案書を評価基準に基づき審査する。なお、必要に応じて事業者に対してヒアリングを実施することとし、ヒアリングを行う場合は、招請通知に記載する。
- (2) 選定委員が提案書（及びヒアリングの内容）を審査、採点し、選定委員全員の合計点数が最も高い事業者を受託者の候補者として選定する。
- (3) 選定委員会の実施時期は、令和8年1月下旬を予定している。
- (4) 選定結果は、文書で通知する。

7 提案書を特定するための評価基準

提案書を評価する基準は、以下の内容について定めるものとする。

- (1) 法人の事業経歴・実績、経営方針
- (2) 事業趣旨の理解
- (3) 実施計画の内容
- (4) 精神障害者に対する支援に関する事業の実績
- (5) 独自提案・アピール性
- (6) 専門職による訪問支援事業を行うにあたっての実施体制（職員の配置体制等）
- (7) 事業開始までの計画性
- (8) 苦情や事故対応等の緊急時の体制
- (9) 個人情報保護や損害賠償への対策等の危機管理体制

8 手続き方法等について

- (1) 実施要領兼説明書の交付期間及び方法

①交付期間

令和7年10月14日（火曜日）から10月29日（水曜日）午後3時まで

②交付方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

URL: <https://www.city.setagaya.lg.jp/03655/28226.html>

- (2) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限

令和7年10月29日（水曜日）午後3時必着

②提出先及び方法

持参または郵送により、「10 本件に関する問い合わせ先」に記載の担当者あてに提出すること。（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

- (3) 辞退方法

参加表明後に何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届」を提出すること。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限

令和7年12月8日（月曜日）正午まで（必着）

②提出先及び方法

事前に連絡をした上で、「10 本件に関する問い合わせ先」に記載の障害保健福祉課窓口に持参にて提出すること。

③提出部数

正本1部、副本5部

9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該業務の委託契約の締結は令和8年度予算の配当を条件とし、候補者として選定された場合においても、予算の配当状況等によっては契約を締結しない場合がある。
これにより受託者に生じた経費等の負担について、区は補償しない。
- (3) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定は無い。
- (4) 契約保証金は、免除とする。
- (5) 契約書の作成を要するものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会先は、後述の項目「10 本件に関する問い合わせ先」に記載の障害保健福祉課とする。
- (7) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 本件業務を第三者に再委託してはならない。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽の記載があった場合、その提案は無効とする。
- (12) 詳細は、実施要領兼説明書による。

10 本件に関する問い合わせ先

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 障害保健福祉担当

（世田谷区役所第2庁舎3階33番窓口）

担当者：西中、小澤

郵便番号：154-8504 所在地：世田谷区世田谷4丁目21番27号

電話：03-5432-2386